

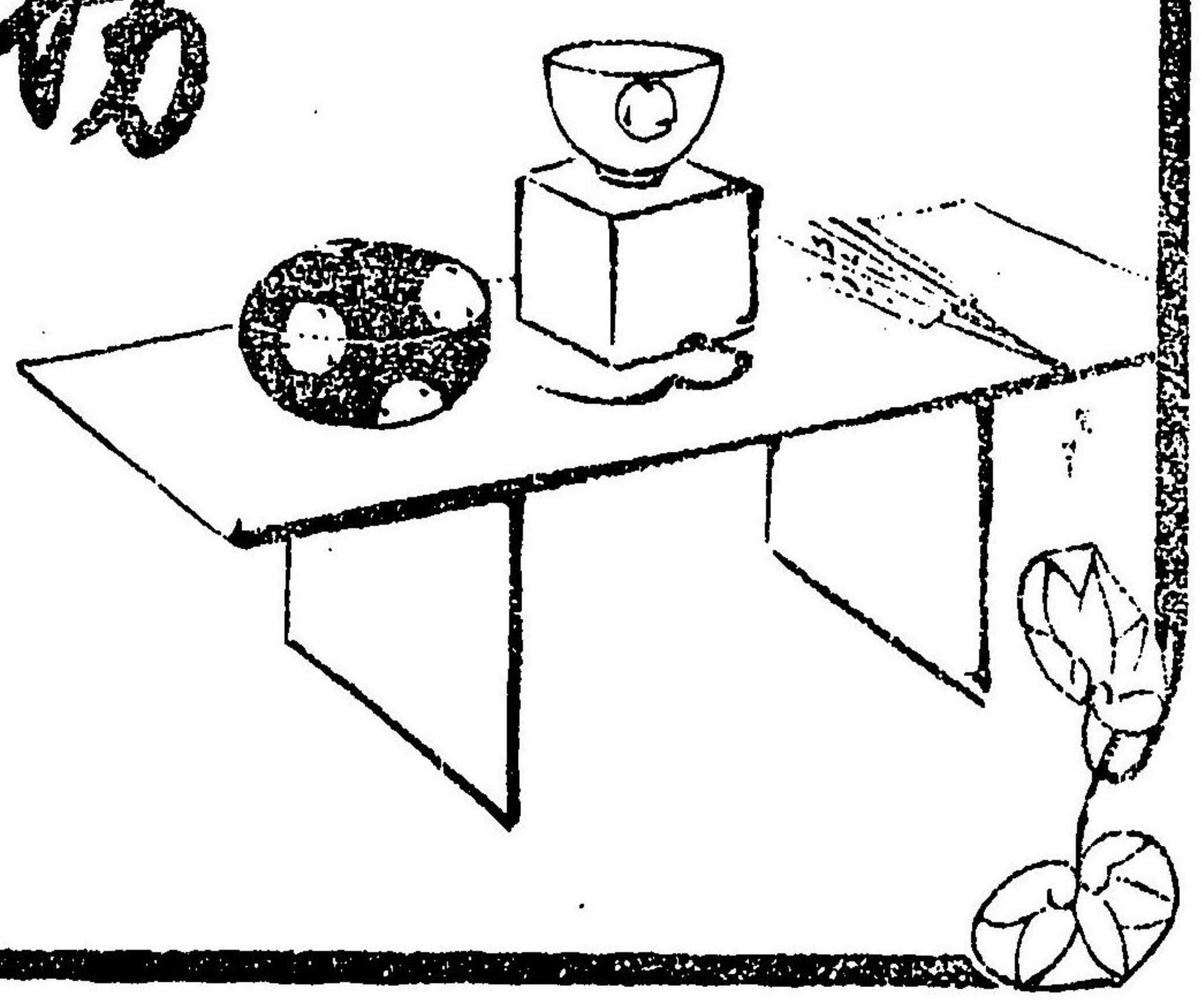
華ひ 葵 貞世
坊一 天治 明の

特42

924



似勢
 明治
 天一坊



阿勢飛
 明治
 天一坊
 下編
 第七章

線不再生斯る大袈裟なる騙術を伎倆者なればろの同類が東西に奔走して精神を尽す者又多しと云ふへ慶承が主従の一行は至急坂地へ赴むくとの由を紙彦に通知し直ち坂地へ腕車を飛して赴き一は相槌を打つ同類を大坂住友の邊に居住さす爲めのみな此は直にその用事を整へ再び慶承の隠主従は當地へ歸りて篤と此頃ろちら紙彦方の實否を探偵せしに少しも化の皮の顯れたる客子なきもへ今ハ早や心易いと或日主従の腕車を紙彦方へ曳せ込みたれば彦十郎の是れ以てか早さね歸へり嘸か御道中もれ急さにて何角と御難儀の程お察し申奉るなりイが先ず此處へと豫て準備を爲したる奥の間に打通したが改めて再度の拜謁をお許しあると云ふ家令の案内に彦十郎は勿論家内の者ども何れも衣服を改め恐る御旅館に供し奉りし奥間に至れ慶承は重ねし座蒲團に居坐り脛衝に凭りて苦くいな最うツと近ふくと有難き御直命の懸と云ふ

彦十郎は膝行して進み平伏して劣と顔を擧れば慶承の東京より再び當地に到着夫より坂地に赴く等は皆な銀行設立に付ての要件にて事早急に迫り僅少の時暇さへなかりしかば是と云ふ手土産のものは恥入た次第なれと徳川家に數代傳來する此菓子器の我が肌身を放さぬ定紋附の寶什なれと彦十郎は格別に徳川家と追慕する情も厚ければ其方に遣し置くも我身が所持致すも同様と言葉巧みに古道具屋で買求た三文は價直もなき菓子器を遣し「此菓子器も今度の公判には彼の抹茶々椀と齊しき詐偽の証據物とぞなれり」又た是なる緋布紗の此程新調せしめたる物にて僅か兩三度使ひしのみなれば家内へ下け遣すは遣は畢竟惡意を結ひし紀念なりと云ふに美根三郎は側より立揚り件の菓子器と緋布紗を廣蓋に載せ彦十郎が面前に差出せば彦十郎是は以て過分の拜領物殊に徳川様の寶器とあるからは身に餘りし御品我々どもが御保護申すも如何ヶ敷われと御辭退申すも却つて失禮と存するもる辭はず頂戴仕るへしと受納し一同疊みに平伏したりとぞ斯て主従は夫より彦十郎と呼寄せ今日は茶の湯明日は書盡と全く表面を繕

ふ雅事三昧なる遊興を爲し滞在の兎鳥も茲に重り早や半月程も経ちたるに曲者の主従の最早肝腎の仕事に取懸る時節も既に到來せりと相談を決し或日彦十郎を側近く招き寄せ美根三郎の云ふ様は借も銀行設立の一義なるが斯く月日を消過するのみにて其運びにも到兼ね御前慶承公に於ては深く御心痛在せらる、程なるが實に此程坂地へ立越になしと云ふは別事に非らず資本の事にて豫て貴殿にお話もあり大坂の豪商住友吉左衛門へのお預金も目下元利揃ふて六萬圓にも及び巨額の金圓如何豪商なりとは謂へ夫迄も爲替を以て送り越す譯にも運ばざり一時は銀行の設立も儲と差支を醸すべし左様なる次第にならば貴殿も折角取締人とならる、も一段の心痛ならん故に今より住友方へ督促致し置く可きものや其邊の協議に預りたければ態とお呼寄せ申せしなりと虚八百を並立てまは律義一偏の彦十郎は更に疑ふ心なく御尤千萬なり銀行設立の其時にお預金の來らされは不都合なり仰の如く假令豪商とは申せども一休に商家と謂ふもの金圓の運轉に其機もあり僅かの金額に差支ふるは一般の慣習なれば堅き御

契約の上にも尙ほ念の爲め督促を爲さる、方宜一からんと言上するも慶承は有繋の商
業に熟煉たる彦十郎の詞いしくも申したり美根三郎早速電信にて豫ての契約期限まで
よゝ是非にも返戻の一條を掛合致せとの主命に美根三郎は畏り奉つりいと詰り申
上げ次の一間へ退き視箱取寄せて其意味の電信文と認め之れにて充分意味も彼へ通
申さん尙一應御檢閲を乞ひ奉るべしと御前へ差出せば我等は斯る掛合には性質殊も疎
く其所の彦十郎に囑托するに如すと慶承は彦十郎の膝近くへ投げ出すを恐るゝ手に
受け不肖ながら拜見仕るべしと暫く其電信の文句を讀み下し稍待つて頭を上げ之れな
れば一點の抜目のなき様存ト奉ると謂ふ然らばと美根三郎は封筒に差入れ電信局へ
使の者に持せ遣えたり情も大坂まで住友の身替りと立つ曲者の一人はハイと電信配
達人の差出す電信を請取り封切切て讀むに一文も無き此売ケツの者へ六万圓の催促と
の妙だ甘く紙彦方での遺附あつたな此様子での仕事の上出来に及ぶべしと獨り頷きサ
ア豫て忘れない爲め慶承等と胡坐で相談して置いた電信の返信だと直に書き掛けイヤ

第八章

待て其様に輕忽に返信を出しての不都合だ此所は住友が頭と廻して熟考する時間を差
引し出信せねばならぬ仕宜オ、左様ジャと夕餐み済し最早時分はよしと大坂の電信局
へ返信を掛けたるは是なん後は藤田組の手代倉光三と偽稱して紙彦方に来り慶承
と面謁を乞ひ其實寺川長徳なるとの追々次に説明すべし

再轉話頭紙彦方に於ては至急電信と云ふ特別早き取扱に致せしものも未だ返信の着せ
ぬころ不審なりと慶承初め一座の面々は酒興のうちよも其隣さのみにてありしが家令
と偽る清水嘉内が御前初め其様に御不審に思召さるは御尤なれど如何に住友とい申せ
六万圓に近き金額の滯轉は容易ならず夫に返戻期日も迫り居れば何角と苦慮を確然な
る返事を出すに付ては暫く其熟考の時間を與へざればオイッレと斯る大事件の返信の
出せぬは又此嘉内が住友の爲めに尤なりと思ふ所なりとの謙を呈するを聞く一同其
説に感服なし有繋は老練家の思考なりと賛成し然らば何れ明日にも其返信の到るべき

イヤ先ず其御杯ハ美根三郎様へ左にあらず折角御前の賜りお杯彦十郎お受めされよ左様に謙遊なされては却て我君の御不興最早斯なる上は遠慮めさるなと酒興に時を移せしが早や月光も庭樹を射るの頃と成りたけを聴て間選なる様側の端にて只今電信が到着仕りしと聲を掛るに美根三郎へ飛て出て見れば正しく住友よりの返事なれば待兼たりと手又握て席に復一住友よりの返信只今到着と御前に捧げ奉れば様子如何にと慶承は封押切て讀下す文言



に「委細は豫て御契約の如く早速差立る筈なれど何分大金のにて當店の繰合せ等も有れば来る三月十四日まで御猶豫の程御前様へ宜く御執奏を頼むとあるに忽ち慶承は最と不興なる面色と變一儲一奇怪千萬なる事を云ふ者かなあれ程までに堅く契約を結びしものか今更猶豫なぞ、の思ひも寄らず決して相成らぬ由返答せよとの仰に美根三郎は畏まり又も硯と引寄せ其趣意を認め再度の電信を電信局に持せやりし始終の爲体を見て取る彦十郎頓て慶承の膝近くへ進出て此度富名古屋に御前が銀行を設立遊ばさる、は取り直さず徳川御一家の光榮にて末代までも御前の御名の傳ふる者なるに大坂にて一と謂つて二と指を屈のぬ家商住友にて前後の程を辨まへず御猶豫を願ふなどは身屈



なりと圖に乗て申せしと美根三郎は彦十郎殿の訛御尤千萬と賞賛などなし飽まで住友より六万圓と送る事の眞止なりと思ひす爲め跡形も無き電信を往復するのみならず言葉巧みと籠絡さるゝと露知らぬ彦十郎の再び大坂より電信の返辭如何にと待間も遅く其夜の十時ころ又も電信の到着せしと披き見れば「何分大金ゆへに惣額のうち二万圓は此程契約の期日を送るべし跡金は最初御猶縁を願し迄の期日に延滞なく差立る」との音信なれば故と慶承の憤怒の氣色に繕ひ住友が斯る違約を爲すに於ては將來の用達は差止むべし予が今度の一大事業は一人一己の邸宅を新築し榮耀榮華を求むるに非す全く社會の公益を謀らん爲め東西に馳騁し骨を碎き身を粉にして銀行の設立に盡力するものを住友が其有枝有葉を知り居り乍ら予が結ひ契約を破るとは甚以て不都合千萬と平生の温順静かなる容体に引替へ顔赤らめての仰を隣家令美根三郎を初め其席に居合す彦十郎も皆御前には是まで見ざる逆鱗の体と懼れしが其うち美根三郎は我君の御命其當を得たり争でか家令の此身を以てお逆ひのお諫めのと申上べき譯には非

ねども住友が再度の返信は縦令豪商とは誰と金圓の運轉に切迫詰りし其地の報道なりと遠察仕る茲は不肖この美根三郎に五職任を蒙り然るべき様取計を爲し奉らん其は他事ならず銀行設立の御資本は皆坂地のお預金に止らず東京其他の地方に於て諸華族より募集の金額も粗は相整ひ居れば設立の期日近に在るも彼是御資本のお差支は無るまじとの大法眼隨意と云ふ執奏に慶承は漸く面容を和け實に美根三郎の申す處る一理なきに非らず然らば住友への預金一件は汝が臨機の取計に専任致すべしとの仰せに美根三郎は謹で領承仕るなりと夫より住友へ御前への執奏も劣と濟みもへ安堵せられたきか此上違約となり一時は如何とも取計の途なければ左様心得られよと云ふ趣意の電信を掛けたりしとぞ斯くまで大坂の豪商住友に巨額の金圓に取引の往復も有るものから彦十郎は益す信用を堅し彌益す墮華族を尊敬する心根を淺ましけれ

第九章

浩て慶承主徒は彦十郎の益す信用厚くするを出来したりと心に仕澄一相も替らず今日

は沫糸明日は書齋と雅趣を張て遊興を極るうち早や滞在に兎鳥を運ねたり或日十郎
が御前の御居間に於て四カ八方の談話中若し且執務と他さ聲に呼ぶものわれは其坐と
退さ次の一間に出れば家婢は只今店頭へ黒の高帽子を戴さサモ立派な御衣裳にて伺へ
は那やら上方のお語氣で是非且那にお頼み申す筋ありて参りしとのお事でありませうと
の取次を聞くと彦十郎はハテ誰ならんと急ぎ店頭へ立出さば下婢の申す如く商會に在つ
ては副社長銀行に在つては支配人とは的の外れぬ立派なるお客に彦十郎は驚きイサ先
す是れへ一間に打進せバ客人は卒爾ながら私は大坂藤田組に勤めをます倉光倉三と
申す者なると一口聞くと彦十郎は是は御送方の所より能く越え遊ばされし様で御芳名
は承り居れりど時侯の世辭も済んだのち倉三は詐偽一本張の隊長屋承の同類と心の底
を悟られては数月の辛苦も水の泡此所ぞ一大事と態々言葉と落附せ御當家に過般來徳
川慶吾公の御舍弟で在らせらる、松平屋承公が銀行設立の事件にて御滞在の趣き無ろ
賞顯の方々の御旅館と相成てはお氣遣のとお察申すなり借て御主人彦十郎殿には何

も御存しのあるべき様は無れども實は細長藤田傳三郎にも銀行に御加盟を願ひ奉り株
主の未班に列えたり所存等の事實にて深き依頼を受け態々當地へ罷越したるものなる
が何卒貴殿のお取計にて一度拜謁の相叶ふ様御執奏を願はしければと出放題にも言葉
巧みに申立るを默然として聞居たる彦十郎は夫は其御志願は御前に於ても一入お
喜びあるべし委細は直様御家令の中へ申上げ早速拜謁を許さる、様折入て御尽力致す
べとと彦十郎の立上るを倉光倉三は雲時と留め是は輕微の至りほんのお手土産と一折
の菓子を出し又貴殿には格別に御執奏を願ふことなりうは餘事ならず御前へのお土
産には朝鮮の虎皮を献上仕らんと存し坂地出發の時漁船へ積入れが未だ四日市港へ
着船致さるるにより其邊は然るべくと云ふ彦十郎は委細承諾仕りたりと倉光が藤田
組の代理と成つて五前へ拜謁に來りまを眞面目に受けて大に喜び早速に其旨を言上せ
しに巽橋三郎と倉光倉三とは豫て聞つる藤田組の上等支配人なり何れの用向にて來り
まやと我が同類は詐偽手段に補助の大將なるを態と不審顔に言繕ひ彦十郎殿より一應御

前へ執奏仕らん雲時其所にと顔を明てヒシヤリと閉め舌をペロリと出したると慶承は
 目てエ、と戒む其時に美根三郎は一段聲高く御前へ御執奉仕ります先刻彦十郎へ面會
 に來りしもの豫て御聽に達する藤田組の上等支配人倉光倉三が拜謁の義を願出いと
 て只今彦十郎が御紹介に参りいと謂せり果へず慶承の膝を敲き其義は日本全國の
 鐵道を早晚我手一ツに引請るに付ては藤田組も同盟の所存ならん必ず其事件なるべ
 苦しくはない此處へ案内せよ謁見を差許すと昵近なる主従の言語を虚喝とも知らぬ彦
 十郎は早速拜謁お聞届とは倉光倉三氏の喜悅のみならず自分が同氏に對して働きた
 のわりて有難仕合なりと大臣に陥りしとも氣も附かず店頭へ出來たり倉光氏五心配は
 なるるな事は案するより産が早い速に拜謁お聞届になりまいたサア御案内と奥の御旅
 館へ誘ひ行く後へに立つ倉三は斯く虚喝八百で甘く説き附ては蘇秦張儀も既で誰よう
 ア、人は魯鈍に生れたくない胸に思ふも素知らね顔で彦十郎に案内され慶承が旅館
 へ鞠躬如と謙遜の容体にて通り園居越に躑打伏すを慶承は許す近ふくの一言をハイ

と膝行して御前に咫尺一恐れ多くは五座りますれと手前の大坂味田組の手代倉光倉三
 と申す者なり此度組長より囑托の事實は斯く云くにて拜謁を願ひ奉りしなりと有
 枝有葉を言上すれば慶承は遠方のところ大儀でありし其銀行設立の事柄を聞及ひ加盟
 せんどの望みは深く嘉みずべ一委曲は家令を初め當家主彦十郎へ能く承り申せ且つ
 其鐵道の事業に於ては未だ曾て予が口外せざりし事なるが何れの華族より我聞及や其
 許が申す如く此度全く二三の有識華族と同盟一差當り拙者の名義にて資本を募る目的
 なれど組長も其事業を補翼致し呉る所存とは殊勝の至り猶ほまた篤と協議に及ばん今
 日は其許も旅の勞を勤れよと仰のあつたれて倉三はハイ有難と其席を退き家令の面
 々にも一先ず暇を告て旅宿へ歸りける

第十章

夫より倉光倉三の一旦か出入の叶ひしとなれば自分の止宿より慶承が旅館へ日々通勤
 し銀行設立のこの勿論鐵道事業のこの關し跡形もなき事實を伎倆は述べて補翼する

明治天二坊
体よわれは彦十郎は藤田組の手代とて中々の人物なり有繋は豪商に僱使せらるる丈けあ
つて普通一般の番頭では無いものと心底にぞ思ひ居たりける或日倉三は彦十郎の帳場
よ居るを幸ひ既に何角と懇意になりし上なれハツカ／＼揚り来て謂ふ様は今度貴下
のお世話にて拜謁を許さきたうへ始終のれ出入も叶ひ乏の組長藤田傳三郎に於ても殊
の外の喜欣ひなれハ其地にて一應松平様の主従を御製應致すが宜らんと申來りたれば
其由御家余に願ふたに御前も當地の酒樓へは忍びのともゑ未だ揚つたともなけれを饗
應と謂ふからは其厚情を無にする譯にも及はず何處へなりとも忍びに登樓せんとの思
召のよしに承りしゆゑ既り難香致さぬ鳩所ころ宜らめと旅宿の者に先ず割烹店の様子
を聞くに何んでも遂いこの西に當る搦田の大吉樓と云ふ風雅な酒樓でもあり黒川に瀕
して眺望も好く貴顯の方を招するに恰好宜らんととなれハ既に昨日該樓の差支の
有無は勿論御前にて鯉と鯛の外は餘りお嗜なき由ゑ折角の御製應にもあれは諸事其
邊を打合せたが其料理にも支へないとの返事も彌よ今日午後一時より主従御一同に

お出で願ふたところ貴下にも是非同伴をせよこの御前の御心の由殊に今般拜謁の御紹
介の貴下のお働さ下拙は素より御同伴をお願ひ申す積りお隙支にもあらふがお出掛下
されたりと請ふを聞取る彦十郎夫は以て近頃辱なき御招待かな何様の商用も打捨て是
非に供仕るべとの答に倉三ハ、段々深淵に臨む咄と胸に思へと素知らぬ体自然
らバ御前にも格別の御興意深からん最早時刻にも近ければ支度なされて下されと倉
三ハ奥の旅館に戻りオイ良七(慶承の本名)甘く出来たぞと謂ふも小聲にて然らバ御家
令よ腕車をね申付け下されと頼みし程もなく彦十郎は今日は大吉樓へ供仰付られて
有難く最早御時刻と存ト腕車は店先へ僱ひ置らましたとのとに倉三は然らバお供仕ら
んと一同は腕車に打乗り程退かりぬ大吉樓まう到りける茲は有名なる大吉樓上にてま
た春寒も凌び難き時候なれと眺望に富める酒樓殊に慶承公の土地は不案内なれどて
樓上の障子を取放ち斜に金鯱は其光を射て櫻欄に映ト小鹽橋下の流れは潺々となして
耳を洗ふが如く坐敷は極めて清潔に美酒佳肴を並立て早や獻酬も重なれと曲者の一席

胸に一物あるとなれば却て酒に亂れすいと静肅なる酒宴にぞある美根三郎は倉三君や
 本日の五裂應は實に御丁寧なることにて御前も格別と御興味の深さよ殊に今日の羹物
 の鯉と鯛との料理にて即ち鯉は激流の滝に遡つて敢爲の氣象あるハ此度の銀行設立の
 盛昌に赴くに論へ鯛は海魚の王とかや是れ銀行設立の上は同業の各銀行に首冠となら
 せらる、先兆なりと謂へば倉三は是までお立越下されしハ冥加に
 餘る藤田組の光榮と巧み極る談話に誰とて一杯喰さる
 ものあらん時に彦十郎殿は何處へ参られや
 と云ふに嘉内ハイヤ彦十郎は暫時酩酊の様子
 御前にて失禮あつては相濟ぬとて私までその
 由を知らせ只今樓下で休み居らるべし併し最
 う御酒宴の席に参るならんと謂ふ折柄
 彦十郎は様側まで来て見るに自分の咄
 しもある耳を欬て聞居たるを幸ひ倉三は



一層聲高く張上偕て御前には先程より言
 上する情願の程を早速に御聽
 許遊ばし下されしは音に倉三
 の欣喜のみならず組長藤田傳
 三郎も於て幾計りか悦び申ぞ
 へく左すれば此倉三が組長よ
 り委任状をも持参仕り居れば金
 二 万圓とろの銀行御設立の資
 本及び鐵道御入費のうちへ株金
 とまで早速御送命仕るべし今茲
 まろの爲替證券とお約定書を認めしめ
 と虚八百の文句を念の爲めにと讀下すと



確かに聞取る彦十郎偕て藤田組とい大坂の豪商とは申せ二十五万圓の資木を御助并申上
 るとは大層なものかな斯くて居ての豫て銀行の取締人となり萬事に注意して斬断せよ
 との仰付も藤田の方へお櫃が廻ッテのお請申した甲斐もなく是まで彼の是の身身を
 粉にして働ひたれ皆な水の泡と心の焦つを顔へも出さず酒宴の席に復りしにヤ一彦十
 郎殿何處に居られしや兎角費下かこの酒宴に御陪席なくての御前も御不興に在せらる
 、御様子今度御前への願品も萬般首尾能く濟みしは偏に費下かお執成しお蔭を以て僅
 かの金額から御設立の銀行にお差加へも相叶ふよし申憑有難き仕合ホイ餘程酌御
 前まで此様なと申すは失敬何れ其お禮は又か費下と追てのにと仕らんマア一献召上
 れと差出さ杯を手に受なから何れ又た銀行設立のうろとお心易く願いますイヤ溢れま
 す大邊殿死ました早や御席を外せ一程と前後も心を配る彦十郎の苦事扣目にして居た
 りしが早や御前にもお勞れの御容体と美根二郎の言に慶承は何を謂ふにも忍びの旅
 中酒樓に時を移すの心許なしイサ歸館との仰のありしゆへ彦十郎の急き支關に立出で

お供の腕車揃ひしやと聞居るときに慶家令の嘉内は御前のお召し早く來なさいと彦十
 郎を呼爲すに夫のと謂ふて御前に畏まれバ慶承は腕車を打揃へ歸館するを子ト華美な
 れは美根二郎等を先へ歸し予の其方と忍びに徒にて歸りんと最も信用厚き言葉に彦十
 郎は舊公邊と申し御舎弟と御同道とは如何に此世が洩季とい申せ懼れ入ッたるとなが
 の御迫筋の御案内御供仕るべいと申伏すると美根二郎初のハ左りバ一足お先へ御免
 彦十郎殿も御前の確かにお預申したお氣と召れと立出で、腕車を急一歸りける

第十一章

皆て慶承は彦十郎と共に大吉樓と立出で徐くと歩み乍ら是れ彦十郎や倉光倉二も藤
 田組にては餘程全權と見へ縦令組長の委任状を所持するも直は此度二十万圓と云ふ金
 額を子が設立する銀行へ加盟するに差加へた一己の了簡にて約定せよは天晴れな
 仕打併し今十方圓も多く出額みさば后来に見込ある商業に従事せしむるのみならず維
 新以前三藩と唱へ一尾張水戸紀伊は勿論大藩なりし加州初めの舊諸侯へ出入を叶はす

も予が自由自在と謂せも果さず彦十郎は御尤天れしきの御書面一通で事の運びに附く道理イヤ先ず聞けへい〜と畏まれば慶水は左りばさ那も商家と謂ふの目前の利も陥り易く永遠の見込を立て、鴻利を得るの所在に疎ければ其所の残念であるも出放題の説法も彦十郎の肝膽への極く效驗よく唯だ御尤〜と云ふ道すからの咄しも跡絶す早や旅詣にぞ到りける彦十郎の透るく自分が家に駆込み御前のお歸りど一聲へ立るや禮家令の面々の皆な臺所口に奉迎すをの静〜旅詣の居間へ打通りしよ彦二初めは御前に平服一 definite お勞れに在らせしならんイヤ大層すも酩酊致せしが中々の一興であつた彦三の厚情黙止難〜何れ又た予に於ても製態を致すぞやと謂終るところへ美根三郎は若しや御前が御不興でありしなら如何せんと倉光氏の配慮も一形では御座りませなんだか只今の其言葉家令の身も取てもいか許りか安堵仕りしと返畢れば彦十郎も同く一禮を述べ其夜の倉三も旅宿に歸り一同兼居間に入たりとと話頭兩岐住友吉右衛門へ預金の返戻も電信にて掛合のあつた後ち跡絶て噂を爲さるのは彦十郎を欺く手段

も薄く且ツ化の皮を現わすの基ひにて是までの辛苦も水の泡天にまた最う徐〜大金と欺き取らねば割の合なひ此仕事工風は那だと主従の曲者の隙間〜に如才なく打喋したるも神ならぬ彦十郎は御前に伺候申し奉ると居間に打通り折ころ好機會なりと美根三郎は一通の書面を恭〜懐中より取出し昨夜御前の御静眠遊され〜後ち斯様なる書留郵便が住友より到着致したるが幸ひ家令の宛なりしかば又も預金返戻延期の請願にあるかと一讀仕れば住友と藤田組に恰好金圓の差引勘定あり豫て五萬圓は味田組より辨納致すべし幸ひ此程同組の倉光倉三氏が御地に滞在なれば同氏に就てお聞あれかしどの文通遣は頗る好都合と言上する折も折り倉三が來りしゆる其の事の一什一伍を物語れば然らばさ其一義にて推參仕りしなり矢張昨夜此郵便が私へ到着致さればとて美根三郎に打示せば然らば御前のお預金の御組より進明さるかハイ確かに本店より斯く申越せし上への何時にても御進明申さんが何を申すも巨額もへ相成べくは本店までね越われば事の間違ひは無い管理遠よお暇仕るべしと彦十郎に能く聞けと

謂わぬ計りの狂言は何時しか曲者の主従か辨へトカ賭策どころの知れける夫程に慶承
の夫は外なることどもなり併支預け金の早く手に入るる銀行設立には何事なり美
根三郎汝が執成に任すべし事誤またぬ構請取れと仰のありしと也へハイとね請を由上
けたる程なれば彦十郎の信用益す厚くなりしと知らるべし斯る所へ一葉の名刺を手よ
握り慶承公の御旅館は爰にて在すすかど平常になき事ながら縁側の先へツカくと入
来る一人の姿容も立派なる男か慶承公へ至急に面謁仕りたし宜ましく御執事を請ひ願
はんと差出したる名刺には東京起成組長田中寛平次とあるに兩次の嘉内は同一曲者な
れと素知らぬ容体より一應御前へ執奏の致すべし靈時其所に待給へよと申置き襖を明て
慶承に右の趣きを申流れば慶承はハ首を傾け東吉起成組長ハ、其は必定彼ならん構ひ
いかく是へ案内致せとあるに嘉内はハイと受引き是へと案内するに然らば御免と打揚
る其容体は今は一商社の長なるも以前は將門に仕へ敷多の士卒を統御せし歴きたる門
閥の一主と覺えさるものあれば家令を初め折能く居合せた彦十郎も次の間へ退きたると

とは知られける其時慶承の一目見るより定めて其許のたと察せしサアく近ふくと
謂ふに喜平治と平伏したる有様の老臣昵近の面々が舊幕城中に謁見と請ひ奉るも斯く
やわらんとぞ察せられたりさ儲て喜平治は次の一間を顧みれば慶承はナニ配慮に及ば
ぬ彼れは皆な家令の面々構ひなまど仰せのあるに喜平治の注君を想ふ一途の忠膽義肝
も知らず誦らす眉間に溢るゝ容体となるも皆な空事なれど聲一層高く震はま乍塵に世
の變遷とは申し奉るも斯るお手狭の御旋舞舞か御窮屈に在らせらるも思廻せし恐を
多たとにぞあると感涙の甲を拭はん許りなるに慶承の予は民間の公を謀らん爲に暫
く躬を苦むべき所存と謂ふに喜平治は以て拜承する所に松平銀行御設立の思召這ハ
實に天下の美譽なれば定めて御隆盛に赴くは鏡に懸て見る如く最も賞賛れ言辭に慶
承も君衰を臣も亦滅ぶとかや古語にある通り其許とても幕政隆昌の其折りは正しく兵
馬の權を握りたるも今日商社の身に在るは是れも亦霄壤の差ひと互に往事を追想する
蓋岫に家令の面々の申すに及す彦十郎も唯た默然として聞居たり

第十二章

喜平治は咳一咳し借て今度御旅館を訪ひ奉つりしも外ならず舊幕下の士族投産の爲めにとて遠州味方ヶ原開墾資本の一事に關し御允上極なる慶喜公何事にも異議を生ぜられ遂ひ多年の宿志も一朝の露と消失せん許りなるは如何にも千載の遺憾に存すれば爰は偏に御前の御紹介に預り慶喜公の逆鱗を解かせ参らす様是も士族一般の爲に懇願の至りなりと述ければ慶承は例の兄上が短氣ならふがうは何事うやと答けるに喜平治は開墾資本のうちへ金壹万圓の御出願は豫て御開届の苦なましか僅かの事項より同公御憤懣一形ならず竟に御出願の逕引する次第に到らしかは喜平治の困難も亦一形ならず左れば其御憤懣を解せ参らすべき刀使を籍り奉るは御實弟なる慶承公を除きて誰かあると辨活巧みに眞面目で打詰ると慶承は其計が多年の辛苦を盡し舊幕諸臣が爲めに謀る美譽もそが爲めに水泡に属すも計り難く以の外のとよどある早速予より實兄慶喜へ書簡を贈り壹万圓は一義に及はず出願すべし様取扱ひ遣さは必ず心慮と惱ますと

勿れと詐偽張本の慶承なれば劣り負けざる答を爲したるに喜平治は胸に上出来近頃長七も中々遣り出せしと密かに思へど大金を欺き取るは茲が根本ありと抜からず喜平治は御前の御配慮實以て恐縮の至り左様成し給へば御實兄慶喜公も速に御出金爲し給るべし夫は差違ひ右の間暇暇は此時急場は下渡さねば成らぬ仕義に迫り居れば慶喜公より御出願の一万圓を種々種々他所にて周旋し漸く其半額の五千圓を整へ其允へ埋めしが今半額は至急出来の見込なく殆んど困難の極度あれと御前が今度の取計にて早速慶喜公より御下附のあるべきは近きに在るも舊十條の面々が開墾費下渡の期限が延滞せしとか立消になつたとか苦情を並立て専ら此喜平治一人を恨み宿鼠猫を喰むの驍に漏す小人窮す多は爰に濫すとかや零落十格は此喜平治が未嘗有の大業を企及するど偽りしは皆な投機にて却て我等を死路に招くの不所存なりしとは氣も附ず空しく兎鳥を送りまは残念なり最早此上は一週間に開墾費を下渡さば其分若し廿期日を待たすなれば此喜平治を一刀の下に両断し久まき無念を晴さんものと味方ヶ原に打集り待伏せ

居るまで月々に迫りしとなれば御配意の上の御配意にて日は銀行当立の時自づと御費用も多端に在らせらるゝ事なから竟以君臣の舊誼に絆されて願試ることにあれど只今言上する急場の事情に賢察を垂給へ何卒一時々五千圓をお繰替成し下されば獨り喜平治が虎口を逃る計りになく衆多の十族も財産の基礎が確定すれば若くは繰替を爲し給へば御前の御仁重御計りと欣するは必然なりと只管歡願の止ざるに慶承は左らば喜平治が精神を推測るに全く天下の公益を爲すの所存殊に舊幕諸臣の授産の基礎と聞くと上は予が速に慶喜に代りて夫しきの金額を捐るは理の當然なれど其許も豫で知る彼の住友への預金も未だ返戻致し呉れざるが今所藤田組が住友に返辨すべき命筋あればとて同組より早速に送金の筈となりか彼地へ請取に差出さるを得ざるの場合其金額さへ握掌に至らば速に縁合せ清さんが事情を察すれば急場のとにて其間に滴せず假と残念と小首を傾け居たりがうらち慶承は其義は一日家令の村瀬美根三郎に一應協議に及び見よと仰せの下り一時々の間より美根三郎進み出で事の一位一仕は能く其

所にて承り一實に舊幕諸臣の授産とゆつては如何に御旅申れと申せ御前より速に義捐として御出願に成るべき此場の仕義然一乍ら銀行設立の御時金額の要用なるは勿論も名慶承公のお手計より御出願に相至らば一旦返辨を受けるも耻辱放らず御配慮あるなこの美根三郎に考案のり御前お任せあれと言上するも慶承は然らば予か爲め喜平治が爲め考案あるとのとなれの盡力をぞ深く冀望する所なりと述けるに美根三郎は委細承諾仕れりと其席を退きたり

編者曰慶承の一行が紙彦を欺ひて五千圓の金額を奪ひ手段は世に種々の説と立てし申せとも本文は裁判傍聴に在つて原告が親しく陳述せし所を聽得たるものなれり看官諸君他説に惑ひ給ふ勿れ

第十三章

悪を造くするの奸詭跡絶て一席蕭瑟たり人を欺むくの黠策已も放んとす實に慶承の一行は奸者に如くものと言ふの外はなし却説も美根三郎と五千圓の整ひ方を已れ一人

に御願託を引受けて次の一間に退き、彦十郎は先刻よりの談話に優越に聞置しめまは此方の良し陥らむる策なるも夫とも氣の附ぬ彦十郎を若し鳥渡とす小聲に喚ひて遠く離れし座敷も勝ひ今も出る、あの通り田中喜平治氏が開墾の資金五千圓を一時御恩借と歎願する心機も急場を凌ぐとと押計らるゝが實に慶喜公の御眞弟なる御方が士族投産の事業と知られ且つ田中喜平治氏とは舊君臣の情誼もあり僅か五千圓の依頼を肯む譯も行ざるは今銀行設立の其砌り右程の金額の所持が無いと謂ふは實に御前の名譽を毀損するのみならず此家令其が耻辱然らば如何様致しても五千圓の金額は耳を揃へて喜平治氏へ貸與へねばならねども曾て貴下の知らるゝ通り藤出組より代償する五萬圓の金額も早や已に御前のお手許に在るも同様なれど大坂へ踏出て落掌せねば其金額より繰替へ貸與も譯にも立到りず殆んど焦眉の此の困難と切齒する程残念に見せ掛け且つ諸人様は彼喜平治氏は先程御前との談話を聞くも舊幕にては兵馬の權を握り巨許の士卒と統御せし老にて深く幕府に擧用せられま由なれば舊幕の諸臣も昔

な尋落なりとは申し難く必ず富裕を極むる者もあらん左れば又た銀行設立の資金を其富裕者より募集せしむるにも喜平治氏の面目を以てせば赤子の慈母を慕ふ如く容易に運ひの附も疑ひあま夫是れ見込のあるべき同氏も今爰で五千圓の金額を一時調達し遣さへ喜平治氏は他日銀行へ借入べき資本募集は義務を盡すべきなれば御前が爲め又彦十郎殿や一時五千圓の金額を調達して給へかしコレ斯と合掌する善根三郎の述べ難き急願と聞たる彦十郎の下拙とても先程よりの御話話を聞得ては如何様にも御調達申たく思へども何を申すも巨額の金圓進め及ぶべきには非らねども一應篤と思案も仕るべしと其席を退き自己の帳場に戻り借は急に巨額の金圓を受けまは困つたものなれど五千圓程のとは如何ども整ふべき道の無いと云ふにも非らぬとまで胸に思ひ運らすは是なん徳川家の舊恩を報酬せんと律義一通に思ひ込み日つは一生涯に又と得られ様のない銀行の取締人となり此名士屋に名譽を擧ぐるに偏に福不慮承承のあり守り伏れまは茲は一掃張込む所なりと五千圓の金額の調達するの一段に立到るを望ましめ

郎は説附たりと笑言を作つて何か囁く慶承喜平治の二席に來りサア出來たりと一同喜
欣ひ居たりしが其翌朝彦十郎は昨日御内談のありし命圓に養母を初め家内の者へも相
談致たれば百や二百の事なれば考へも爲て見れど荷めならぬ大金では假令雲時の間と
際ども御調達申す養は斷然謝絶すべしと昔堅吉の養母の由存如何とも仕様なけれは御
前へも然るべく御執奏爲ま給へと云ふに養根三郎は夫に然る體とあり諸の困づたる
のかな實は昨下が昨日の申分では一時調達して下さる様様に存じたも既に御前にも
其義を執奏せしに頼る時下の義心あるに感せられ今一週間のうちにと藤田組より正し
く返戻金のありて辨償も出來るとなれば一時彦十郎の調達命を以て貸取ふべし旨己に
既に喜平治氏に堅く御約定ありし上今貴下より謝絶を受けては此養根三郎が獨り途方に
暮る計りでなく御前御約定を違變せざる様のと喜平治氏に對し出來ぬ咄支那なり共
コレ彦十郎殿や一時の縁結だ請力して給へと茲に二ツの歴然とまか抵當品と云ふの夫
藤田組より五万圓の返戻金今一ツは慶喜公の御機嫌さへ元々復すれば直ちに一万圓喜

平治氏へお貸下し成るも確かなとなれば思仕變己に恐多くも御前が此通り借用証分を
お認めになりと華番の昔州と渡さん計とに美根三郎が爲しければ彦十郎は買取もど
思ひ直えて美根三郎の當惑を察し然らば養母や家内の申とは私が打破り親戚よりも遊
金と取集め五十圓は必ず御調達止らんと云ふに美根三郎は満面に昔悦の色と呈し貴殿
の厚意こころ川路に銘做致したり然りば早く金銀の調達に取り掛り給へと聞たる彦十郎
は彼等謀計の良に陥るとも知らず急ぎ帳場に歸りける

第十四章

彦十郎は一旦謝絶と意を定め其由を美根三郎に告たるに又も説返されて大枚五千圓を
調達するとに思按を仕變へ帳場の筆算に有らぬ金銀と初め俄か又親戚などより取集め
たる金圓を併せ自圓包其數五十圓を揃へて廣益に積重ねて獨り言見れば見る程入金な
れど一時此急場を練替へ置けば銀行設立のうへには取締人となり又た有名なる華族様
なれば此尽力を察せられ元金も大枚の利金を附けて返還さるゝの疑ふ用さに非らず茲

ど度胸の据所を重うらにも廣蓋と持上げ奥座敷を指して持行けば美根三郎はサアペたりと并ぬ計りの悦ひは是れ以て彦十郎殿御奇特となり定めて御前も斜めならぬ御満足と謂ふを襖越に聞取る慶承喜中治其他の曲者等共顔見合せて打喜ひ慶承の斯なる上の尻尾の現われぬうち一時も早く尻に帆掛けて出船の用意は如何にと騒ぐと喜平治船内杯ば那までく此遠襟なら京大阪へ出發の旅旅位は譯もなく立替るに相違ない左のみ周章狼狽て逃出すに及ふまでと落着切つたる度胸の程を怖ろしき斯る所へ次の間の襖を颯と押去明る美根三郎の後に附き添ひ蒸々しく五千圓を載たる廣蓋を彦十郎が七分三に持來り慶承が前に据置き遙か下つて畏まれ慶承の警手と一目見た計り昨日より急場の要用を察せ貸渡す所存の積りなるかと問ひ質されて美根三郎は仰せの如くと答ふれば夫は彦十郎や天晴さか心さし忘れはせぬぞ大儀くと偽にも感涙の涙を拭はん計との御前の仰せに彦十郎は是たて急場の御用に相叶はし身に取て有難仕台何とぞ御受領爲しと答へければ慶承は然らば美根三郎や喜平治も同道にて此

金圓を持参る喜平治に確か又貸與て早速喜平治を發途せよと仰せに美根三郎は畏り是より右の五千圓を大風呂敷に包み喜平治が旅宿なる前津の見へらし餅と云ふ名物餅と賣る小池文左工門方へ急ぎける浩て慶承は最早大金も欺取りたる上なれば尻に帆掛けて逃出と心に寄せ種々に其手段を考へしが今爰で跡を暗ましては卑劣にもあり悪事の急に露顯するの基なると思ひしかば彦十郎を隣近くへ呼寄せ其詳も知らるゝ通住友の預金は藤田組が代つて返戻するに付ては大阪へ早く立越へ落掌した上にも早速にも其許へ辨償致さたき所存あれは急に彼地へ發途の心組なり且つ西京には華族會館もあり銀行資本の募集に關しても一度立越たく思ふが夫等の用向に之其許にも西攝に赴き呉れなば萬事に都合も宜かるべしと勧め居る所へ美根三郎も歸り來り如何にも御前の其言葉至極御尤なり彦十郎殿の五千圓は一週間の期日にて辨償の約束なれば一日も早く藤田組の倉光倉三氏と共に坂地に赴きて同組より御預金を發掌せねば相成ず左らば是非にも彦十郎殿御同伴爲し下されと共に勤むるとなれば竟ひ彦十郎は西京

まで赴くとに定め旅行の用意もソコ／＼慶承の主従より倉三と共に行き、其の用意せしめ十五年一月二日のとなり一借ても熱田驛なる大森屋に一泊し、廿翌十里の海路も混雑かに四日市に到着し、同地の元本陣なりし帯屋に宿を投下たる時、倉光倉三は慶承の前に畏り能く思廻さば、當今の組長藤田傳三郎に折悪く伊藤參議公に備従し奉り、長崎の磯川堀割の爲め該地に出張致し居れば成る丈、道中は涉取らせて參るべしと、四日市に兩三日も滞在し、同地の青樓にて遊興を盡し、夫より一同は出立となり、一が慶承は曾もの能く承れ、元來今度け忍ひの旅行時、精族を以て通行するは不都合のみならず、旅費も自然嵩むの道理、此一行は主従上下の隔てなく十族でなり、商法家でなり、百姓でなり、互に身を鑓ぎて道中するも亦一興と云ふに一同夫は御前の馬附至極面白からんと賛成し、夫より腕車で旅行はするもの、彌次北八を擬じ御前の心を慰む如く、或は無理に笑ひ或の態と怒りなぞ、一て西京の三條上る小橋屋なる旅宿に投宿致したるが、西京は華族も澤山あるとなれば却て華族と僞稱するの化の皮の現る基ひもある、早くも道中より其用心

して彦十郎を欺きしとは其手段實に驚く計りも怖しかりけるとにぞある

第十五章

慶承の屋敷に於て二日、三味線橋のなる小橋屋に投宿してより、倉光倉三は藤田組にて御返戻の準備と致すとて、大坂へ立越たる後、彼の茶の宗匠堀内宗完と呼寄せて、又も抹茶の遊興と初めに宗完は或日茶事を齎して水屋口に畏り當家の即ち郷宿にて下賤の者も泊合ひ雑沓にもあるなれば、真細の方々が御返前に成るべき仙宿へと請せもあへず慶承は態と四隣を見廻し、豫て其許が知る如く名古屋以來忍びの旅よて當地なごにも予が来りし杯と膳所し左様な宿屋に泊りなば同族の交際も事繁く五月蠅もあるのみならず、銀行設立事務の障礙なれば左様な宿屋は好ましく、故に予は其許に一願をある何處にても然るべきが、鴨川の月に吟志、東山の花を賞し得らる眺望最も宜しき閑靜の宿を取て呉れとの仰せに、宗完のハイとお請けを爲し、夫より東西奔走して、劣と鴨川岸にて竹山仙址と云ふ宿を供したれば、屋敷は同家に引移り、風流三昧に滞在したりける左れと

彦十郎の附纏ひ居ることなれば、自然立別るまで、以我等の尻尾を現はせまじと、或日美根三郎の御前より前の御座方なる飛鳥井殿下への當今西京華族會社の幹事御在勤の由は、縁で領承仕る所なるか如何に、今度の御旅行は、お忍びと申せ、同殿下にて、まて、筋に爲さるゝに、及ふまゝ、且又華族一統より銀行資本募集の一義に就ては、同殿下の御盡力を要せされ、至急の運びも成難し、一應御内密にも御面謁在せらるゝ、ころ肝要と存し奉るなりと、言上するに、慶承は、乍、慶にも尤なる執奏かな、殊に彦十郎も、銀行設立の上は、飛鳥井にも、知己に成り置ね、諸事不都合ならん、然らば彦十郎の紹介と専らとま、一應罷越さん、と、仰せに彦十郎の堀内宗完は、茶の宗匠なるより、舊諸公卿にお出入と爲し居れば、豫て同人より飛鳥井殿下のとも承まり居ると格別のお家柄夫へ、我々風情は、平民が拜謁なとどは、思ひも寄らさるとなり、然るに御前がお取計にて、謁見の叶ふは、身に取ての光榮、然らば一應御供を願ひ奉らんと、言ふに、美根三郎は、恰好今日の日曜口定めて、御在宿なるべし、御前お玉土産は、美根三郎は、於て早速、御支度あれと、夫より美根三郎は、巨

大なる鯉二尾を買整へて彦十郎を隨へ、飛鳥井に赴き、玄關前まで、案内を請ふも、無地知らざる先なきと彦十郎に對し、飽まで華族の交際にて親密なるの虚謀を用ひて、信用を厚からしむる、心根どころは、知られたる、浩と飛鳥井の玄關先まで、早や慶承は、同族にて、謙遜するに及ぶ、さる容体と態と彦十郎に知らめ、め、爲め、帽子をも脱せず、廣板の敷臺へ踏上り、一聲の案内に、出来る家令の取次は、玄關先にて、荷擔ひ來り、巨大の鯉を肴籠に入替する様子に、驚愕し、何事あらんと、思ひしが、威儀堂々たる慶承の容体に、有難は、華族の飛鳥井家なれば、イサ先す、是へと、打通す様子に、傍侍好しと、美根三郎は、慶承の後へ、に伴の肴籠と、持ちて、附添ひ、何の縁故もなき、飛鳥井家の應對所に、案内されしか、豫て彦十郎に、一旦而會のとを、申入たる上にて、呼爲さば、靈時、玄關先に、待居給へと、美根三郎の口述もあり、老も彦十郎は、様子如何にと、待居るうちに、何事を申述來り、老や早や、慶承等は、暇を告げて、出來る、彦十郎は、下坐せぬ、計りに、長り居たるを、飛鳥井家の家令は、御家來御大儀と、謂ひた、所なれと、全下奴ども、見兼ねれば、程能く、請なしたるに、一同飛鳥井家を、立出で、慶承は、

彦十郎に請ふ様折悪く飛鳥井も目下宮内省へ伺候の爲め上京の留守まで甚だ残念でありしが何れ近々歸宅する由なれば其上猶又面會の程と取計のんどのとに彦十郎は之を眞面目に受けて其日は鴨川岸の宿屋に歸りしとぞ

第十六章

兎鳥に關守なく西京の滞在も昨日と逝き今日と暮れ早や三旬も過ぎたれど藤田組の倉光倉三は道中にて思ひ附きたる如く組長藤田傳三郎も伊藤參謀公も隨行長崎にて御用の最と終劇なるかいたまた歸坂仕らねば豫ての金圓も住友に代つて速刻返弁爲し兼ねる程に今暫く御滞在を希望仕るなりと度々美根三郎をして慶承に執奏せしむれば彦十郎も立替ま五千圓は勿論旅中の出費も早く戻らぬのは心のうちに困れど詮術のなさと思ひ御前の御手許へ唯た早く大金の戻るべきを筋に祈り居たりける話頭兩岐紙彦の留宅にては玳瑁五千圓と謂ふ大金を一時立替りのみならず旅路の大勢の費用をも彦十郎一人にて仕賄ひお供をして行きしが今に請取れたとも潰たとも更に音沙汰の無き

と家内は申すに及ばず親類ども、打果ひ日夜其噂を爲し一度此方より安否の程を問ばやと西の空のみ打ち眺め居たりしが其うち紙彦方へ拙者は東京牛込築土田に居住する松平忠典と申者なるが富家に滞在する松平慶承に至急山談致すべき要用のありて態々吾妻地より参りたるなり殊に拙者は一門の者なれば直ちに其旅館に案内をたのみとあるに紙彦の留守宅の者共は互に不審頗御家承の面々ならばいざ知らず荷しくも御一新まで將軍家でありし御實弟の親戚なると名乗る者が一人の供をも召連さるの訝かま合點行かずと思へども時世の變遷何共申難し且つ西京より立替し大金等のまだ返戻になりし音沙汰も無ひゆへ能く御前のお身の上を念の爲に聞はやと左あらぬ体にて奥の一間に打進ま當今慶承公の御一行は西京へお立越のれ留守中態と御遠方の御來臨にはお氣の毒千萬なれと先ず御緩りなさるべしと夫より茶菓を薦め杯して慶承の身の上を詳しく聞に不審の件々甚なからざるに家内の者どもは打驚き早速其由を西京の彦十郎へ通知して篤と詮議すべしと俄かに紙彦の一家は上を下へと騒ぎ出たるが西京に

ても如何に藤田組長が歸らぬとて五千圓の金額が仕拂ひ出せぬとは合點行かす殊に此手紙の文面にては靜と居られねば彦十郎は慶承も打對ひ個様なる一義を申上べしに非らねども國許にて急用の金圓もありて殊に滞在も思の外永引心配仕り居れば一旦歸國せよと申來りしかば暫時御暇を賜れよと申述けるに慶承は幸ひなり好き逃道の出來せしなりと心に思ふも左のらぬ体にイヤ尤千萬なり左すれば五千圓用達し吳玄金圓も藤田組より落握次第送金致し遣すべし且又是まで種々に世話をも致し吳たも一萬圓の差遣すべしと有難き仰せなれど最早彦十郎も暫く心に不審を抱く所もありて面白からねば唯だハイと申述たる儘にて直ぐ旅装を整へ一同に別を告て歸宅せし折しも松平忠典と云ふが來り居り様子を聞ば益々疑ひ晴ぬと多く殊に道路の風聞には彼等は賢華族けて大騙術に働く者ありとわれを律義一遍の彦十郎はまた全く迷の雲晴す如何成もく者やらと思ひ居たる所へ西京の堀内宗完より書信を飛して松平慶承にハ親父の病氣とかにて東京へ俄かに歸りしが聞ば那やら華族の偽物なりとの由と申越たれば彦

十郎も初めて氣が附き夫では騙術者であつたか残念可惜と齒齧を爲きたれど是まで永く化の皮を現はさ、りとなれば縦令慶喜公の弟に非らずも徳川家か松平家の一門にて華族には相違なかるべし一應東京へ手代と遣し兩家の間にて聞合さんと至急手代の者を東京指して出立せしめたりとを而して彦十郎は捨置難しと再び西京より起り様子を聞紀さんと急ぎの腕車にて晝夜を兼ね西京に着し旅宿に至れば美根三郎は依然と家令顔にて居れば大に安堵せしが世間の評判を打語り且つ慶承の東京出發の事を問ふに美根三郎は馬鹿と謂ふ可からず慶承公が華族の偽物なぞ、い申すも恐れ多き邪推にて決して左様なる御方に之れなきは甚だに私に不敏なればとて偽物の華族に執事を勤め申すべしと斷乎と答ふるに彦十郎も實にもと思變し居たりしが若も立替あされし五千圓と心配なるなら私より辨償の証券を入置んと申すに彦十郎は左らば念の爲めにと代償の証券を美根三郎より請取りて暫く安堵の思ひを爲し西京を發足致したり

第十七章

恣て彦十郎は西京を獲足して歸宅を爲し暫く東京よりの使を待たるるに東京へ赴たる
 手代の某は徳川松平と稱する兩家の華族の會館にまで用頭して松平慶承を
 尋ねしに徳川慶喜公の舍弟は愚か華族中に其様なる者は決してないとの書状を詳しく
 認めての注進に彦十郎も初めて騙術に遇ひたりしかど臍を嚙み及はぬ咄と病氣を煩
 んまで心配せしが斯ては果てまゝと其筋へ告訴及び唯た片時も早く捕縛にありたしと
 待居たりしと不借も慶承は同類東京に集り甘く欺き取たる金圓を頭分し互に今日は吉
 原明日は劇場と遊興を極めるのみならず妾を抱て腹の痛まぬ金圓に榮耀榮華を爲し居
 たりまが詐偽の謀主たる松平慶承其實良七の東京下谷區池の端なる仲町の織田より方
 に止宿し白無垢デツカの華族氣取て權妻と抱へ美酒佳肴の酒宴を晝夜となく張り居
 たりしが天網恢々疎にして漏れず争でか斯る悪事を働かし者の面白く此世を末長く消光
 得らる可きや其筋より捕縛方を電信にて依頼されしかば警視廳に於て嚴密搜索されし
 に此同類の池の端なる織田より方居ると云ふが知れぬ高飛ひせぬうちと巡査數

名が踏込れまは命連の尽たる日にて慶承と痛く醉舞ひ居たるとみれば何の苦もなく捕
 へられ同廳の第二局へ送られ夫より犯罪地なる當省古屋に傳遞され暗さ獄舎に繋れ
 は去る十五年六月十二日のとなりま斯る次第に及びまへ紙彦方での最早九千圓も戻
 るまどと締め細田の刑も處せられんとを待たせしが其筋にて清水嘉内渡邊玄樵等
 の贖家令でありし者か何處へか逃亡し居所の分らざるを以て捕縛方に百方手と尽され
 しが遂に得られざるに依り本年六月廿日に至り遂に省古屋輕罪裁判所に法庭を開かれ
 右の三人を日々召喚され判事は大山屋身君撫事の南木素君書記は前田常君にて數日
 を重ね事實を糾弾されしが被告慶承の弁認人有名なる代言即美濃部貞亮氏なれば古今
 珍しき公判なりと日々傍聽人は裁判所に山を爲し結局如何にと待たせしが國法の許さ
 る罪人にて遂に七月十四日刑法第三百九十條に照され松平慶承(良七)の重禁錮四年
 罰金三十圓に監視二年又た村瀬美根三郎は重禁錮三年罰金三十圓に監視一年又た寺川
 長徳は重禁錮三年罰金十圓監視一年又た渡邊玄樵は夫まで捕縛となまが其日時に

出庭 せさ りし かは 欠席 裁判 まで 重禁 鋼八 八月 罰金 五圓



に夫 々處 せら れ原 告村 瀬彦十郎方請求する損害金は日月と算一元利金の合額五十九百五十圓の不常の請求に非らされば被告四名連帯を以て原告へ賠償する旨を申渡されたり尙裁判申渡書を左に掲ぐ



東京府武藏國北豊島郡金杉村百九十六番地土族
館貞尾方同居士族雜業義承事

松 平 頁 七

三十六年

愛知縣尾張國愛知郡平針村三十八番尾舖平民農

村 瀬 美根三郎

二十九年三月

同縣同國名古屋區矢場町百二十八番地借住平民

寺 川 長 德

三十一年二月

同縣同國愛知郡平針村廿一番屋敷平民僧

渡 邊 玄 樵

三十九年四月

右之者共ニ對スル被告事件豫審終詰ノ言渡ニ依リ公訴ヲ受理シ求刑官吏ノ作リタル被告并証人參考人ノ調書被告之内松平良七カ前科ノ言渡書ノ騰大東京石川島監獄署并東京知事芳川顯正ノ回答書及附屬書類被告ノ内村瀬美根三郎カ知縣名古屋警察署へ差出シタル手續書同寺川長徳カ差用シタル白首書並同署請察部神田道堅カ作

リタル陳述書公廷ニ於テ命シタル鑑定人ノ鑑定書ヲ朗讀セシメ檢察官ノ意見民事原告人ノ證明事實參考人ノ陳述被告松平良七村瀬美根三郎寺川長徳ノ答弁及ヒ松平良七村瀬美根三郎カ弁護人ノ陳述辨論ヲ聽キ證據物件ヲ檢閲シ以テ之ヲ審按スルニ被告人松平良七ハ元新瀧縣越後國蒲原郡紫雲村組金子新田平民甚内長男良七事鹿島甚太郎ト稱シ明治八年十一月八日東京裁判所ニ於テ詐欺取財ノ科ニ依リ懲役十年ノ刑ニ處セシレ役限内重病ニ罹リ明治九年十月四日収贖ノ處分ヲ受ケ當時無籍ナルヲ以テ東京府下谷花園町平民小田竹次郎ノ附籍トナリ鹿島良七ト稱シ其後各所へ轉籍シ且其身ハ隱居シテ長男清一郎ヲ戸主トナシ明治十二年九月十日東京府下谷西黒門町十五番地ヨリ同府淺草小島町四十四番地へ移轉ノ節下谷區役所ヨリ淺草區役所へ宛タル送籍証ニ「父平民鹿島良七長男鹿島清一郎明治十年十月十七日生父鹿島良七弘化四年八月十五日生」トアル其良七ノ文字ヲ擅ニ義承ト變造シ爾來自ラ鹿島義承ト稱シ明治十二年十月廿六日妻并次男義澄ヲ召連レ東京府神田五軒町士族松平乾次郎

ノ養子トナリ明治十三年六月廿六日東京裁判所ニ於テ詐爲文書ノ科ニ依リ禁獄七十日ノ刑ヲ受ケ満期放免ノ後養父ト別戸別籍シ明治十三年十一月一日同府下谷御徒町三丁目八十二番地ニ移轉ノ節明治十二年七月九日出生ノ二男松平義澄ヲ父松平義澄文化五年七月九日生ト偽造シタル入籍願書ヲ下谷區役所ニ差出同人ヲ父ノ如ク戸籍ニ編入シ明治十四年二月廿四日當時ノ住所ニ同居シタル後明治十四年五月十七日被告ノ内村瀨美根三郎外一名ト謀リ愛知縣名古屋玉屋町宿業村瀨彦十郎方ニ投宿シ良七八松平慶承ト偽名シ村瀨美根三郎等ハ執事或ハ家令ト詐稱シ同人等ヲノ慶承ハ華族ナレハ大切ニ取扱フヘク又ハ慶承ハ右古屋舊藩主徳川慶勝ノ親族ナレハ内密ニテ遊歩ニ來シ旨村瀨彦十郎ニ申聞止宿人書帳ニハ(東京府北豊島郡金杉村百九十六番地松平慶承執事渡邊善四郎同村瀨美根三郎)ト記載セシメ故ニ身分職業ヲ登記セズ日數凡十七八日間滞在シ村瀨美根三郎等ヲ御前ト稱シテ尊敬セシメ又ハ茶ノ湯師ヲ招聘シテ茶事ヲ學ビ或ハ歌ヲ詠シ詩ヲ賦シ専ラ有福ナル華族ノ容体ヲ粧ヒ出立

ノ節和歌一首ノ末ニ(前大將軍徳川親族松平慶承書之)ト記載シタル扇子ヲ村瀨彦十郎ニ與ヘ置又ハ歸京ノ上松平家執事渡邊善四郎村瀨美根三郎ト運署シタル禮狀ヲ郵送ヒシメ其後被告ノ内寺川長徳ト共謀シ明治十四年十二月三十一日松平良七村瀨美根三郎ノ兩名再ヒ村瀨彦十郎方ニ投宿シ土産トシテ三ツ葵ノ金紋アル菓子器等ヲ與ヘ松平良七ニ於テ已レハ徳川慶喜ノ弟ニシテ當時龜之助ノ後見致居ナリト稱シ又ハ村瀨美根三郎ヨリ慶承ハ忍ヒノ旅行ナレハ徳川家ニ知レサル機取扱フ可キ旨申聞美根三郎ハ名古屋區七間町田原ト稱フル旅店ニ止宿シ日々村瀨彦十郎方ニ通勤シ又滯在中松平良七ヨリ桐函入三ツ葵ノ金紋アル薄茶々碗ヲ村瀨彦十郎ニ與ヘ其函ニ(徳川氏親族松平慶承ヨリ村瀨彦十郎ヘ自ラ遺シケル)ト筆記シ前回ノ如ク良七ハ華族ニシテ美根三郎ハ家令或ハ家扶ノ体ヲ粧ヒ又被告渡邊玄樵ハ松平良七等ガ村瀨彦十郎ヲ欺罔スル情ヲ知テ明治十五年一月二日村瀨彦十郎方ニ至リ同人ニ對シ東京金杉村松平慶承ノ邸ニテ家從ヲ勤メ茶ノ給仕等ヲ爲居タト詐リ朝夕松平良七ニ奉從シ又

松平良七ハ明治十五年一月四日頃清水嘉内ナル者村瀬彦十郎ノ間ニ對シテ清水嘉内ハ親族水野勝知ノ家來ナル旨申聞〔東京府華族從五位水野勝知使清水嘉内〕ト記載シタル名刺ヲ渡シ又ハ大坂ノ豪商住友吉右工門一等支配人木村平次郎ヨリ五万圓ノ預金アリ迎虛偽ノ証書ヲ村瀬彦十郎ニ示シ同人ヲ有福ナル華族ト信用セシメ且該金ハ返済期限ヲ經過シタレハ之ヲ取寄銀行ヲ設立スヘキ旨村瀬彦十郎等ト商議ノ末明治十五年一月八日良七ニ於テ大坂難波新地五番町四十七番地住友内木村平次郎ヘ宛〔東京ヨリ金入ル銀行ヘ爲替組タ直ク渡セ云々〕ト事理曖昧タル電報ヲ筆記シ村瀬彦十郎根三郎ニ於テ村瀬彦十郎ト共ニ名古屋電信局ニ至リ之ヲ發信シ寺川長徳ハ右木村平次郎方ニ在テ之ヲ受ケ之ニ對シテ一月廿五日二万圓二月廿五日三万圓渡ストノ返報ヲ發シ又明治十五年一月九日村瀬彦十郎ヨリ木村平次郎方ニテ寺川長徳ヘ宛テ〔金二十圓三井銀行ヘ出シタ受取ノ用事濟クテ直歸レト〕ノ電報ヲ發シ其後明治十五年一月十七八日頃寺川長徳ハ村瀬彦十郎方ニ至リ大阪藤田組倉光倉三ナリト詐稱シ

松平慶承ヘ出入願ノ爲メ來リタル旨ヲ以テ村瀬彦十郎ニ取次ヲ依頼シ松平良七ニ面會シ良七ニ於テハ出入ヲ許スニ付其約束等ハ村瀬彦十郎ニ申聞置クヲ以テ全人ニ承リ合スヘクト申聞其後明治十五年一月二十七日寺川長徳ニ於テ名古屋長島町河喜ト稱フル料理店ヨリ倉九倉ニト偽名シタル書面ヲ以テ村瀬彦十郎ヲ呼寄セ松平慶承ヘ出入ノ叶ヒタルヲ主人藤田傳三郎ニ報知シタルニ同人ニ於テ大ニ悦ヒタリ附テハ右ノ參禮且ツ内約取結ヒノ爲メ明日慶承初メテ酒樓ニ招待スヘキ旨申合且ツ其翌明治十五年一月廿八日松平良七村瀬彦十郎村瀬美根三郎村瀬彦十郎同道名古屋鹽町料理店大吉樓ニ於テ寺川長徳ト出會シ酒宴ノ上同人ハ藤田組倉光倉三ノ偽名ヲ以テ松平良七則チ偽名慶承ヘ藤田組ヨリ金廿万圓無利足十ヶ年賦或ハ二十ヶ年賦調達ノ借契約書ヲ爲取換付願フ十郎ヲシテ倍信用ヲ厚カラシメ其後明治十五年一月三十一日村瀬美根三郎ヨリ松平良七ニ對シ舊旗本ノ者共駿州清水港開築ニ付徳川慶喜ヨリ大金受渡相成タルニヨリ慶承ヨリモ若干ノ金圓借用致シ度旨ヲ以テ其總代ノ者六名慶喜ヨリノ

添簡持參慶承へ面謁ノ爲メ美根三郎ノ止宿迄相越タル旨申述就テハ此際慶承手許ヨリ一時金五千圓ヲ差遣シ後來彼是申出問敷トノ証書ヲ取置キ差戻ス方可然杯商議シ故テ村瀬彦十郎ヲシテ傍ラニ在テ之ヲ聽カシメ而シテ松平良七於テ金五千圓ノ借用証書并藤山組倉光倉ニ用達申付ケタルニヨリ該事務取扱方彦十郎ニ依托及フトノ書付ヲ認メ村瀬美根三郎ヲ以テ突然村瀬彦十郎ニ談セシメ返金ハ倉光倉ニヲシテ調達セシムル旨申出宛終ニ松平良七ハ徳川ノ親戚ナリト偽リ華族ノ体ヲ裝ヒ欺罔手段ヲ以テ該金五千圓ヲ騙取シタルヤ其証據十分ナリト認定ス因テ右所爲ヲ法律ニ照スニ松平良七カ第一區役所ノ送藉書ヲ變造シ第二入藉願書ヲ偽造シタル罪ハ所犯新法實施以前ニ在ルヲ以テ刑法第三條第二項ニ基キ新舊ノ法ヲ比照スルニ舊法ニ於テ第一ノ罪ハ詐僞律作爲官文書條凡官ノ文書ヲ作爲シ及ヒ増減スル者ハ皆徒三年云々餘ノ文書ハ五等ヲ減ストアルニ依リ徒三年懲役三年ヲ五等ヲ減スレハ懲役百日士族ナルヲ以テ閏刑ニ換ヘ禁獄百日ニ該リ然ルニ一罪前ニ發シ已ニ禁獄七十日ノ處斷ヲ經

タルヲ以テ名例律二罪俱發論條ニ照シ前發ノ刑ニ通算シ剩ル禁獄三十日ニ該ルモ事犯三年ヲ經テ發覺シタルヲ以テ舊惡減免例圖ニ照シ免罪スヘキモノトス又第二ノ罪ハ舊法ニ於テ確定律例第二百四十六條凡私ノ文書ヲ詐僞スル者ハ情ヲ量リ不應爲ニ問ヒ輕重ヲ分ツトアルニ依リ不應爲ノ重キニ問ヒ懲役七十日ノ閏刑獄禁七十日ニ該リ新法ニ於テハ刑法第二十條買賣貸借贈還交換其他權利義務ニ關スル證書ヲ偽造シ云々其第二項其餘ノ私書ヲ偽造シ又ハ増減變換シテ行使シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス同第二百十二條此節ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ處スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ附ストアリ明治十四年第八十一號公布第二條第一項ニ照シ新法ニ從ヒ一月以上二月以下ノ重禁錮ニ該リ又第三金圓ヲ騙取シタル罪ハ刑法第三百九十條人ヲ欺罔シ又タハ恐喝シテ財物若クハ証書類ヲ騙取シタル者ハ詐欺取財ノ罪トナシ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加ス同第三百九十四條前數條ニ記載シタル罪ヲ犯シタ

ル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ストアルニ該レリ又村瀬美根三郎寺川長徳ノ
罪ハ刑法第百四條二人以上現ニ罪ヲ犯シタル者ハ皆正犯ト爲シ各自ニ其罪ヲ科スト
アルコ基キ右第三百九十條及ヒ第三百九十四條ニ依リ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ
處シ四圓以上四十圓以下ノ罰金ヲ附加シ六月以上二年以下ノ監視ニ付スヘキモノト
ス又渡邊玄樵ノ罪ハ刑法第百九條重罪輕罪ヲ犯スヲ知テ器具ヲ給與シ又ハ誘導指
示シ其他豫備ノ所爲ヲ以テ正犯ヲ幫助シ犯罪ヲ容易ナラシメタル者ハ從犯ト爲シ正
犯ノ刑ニ一等ヲ減ストアルニ依リ右第三百九十條ノ刑ニ一等則チ刑期四分ノ一ヲ減
シ一月十五日以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加シ又同
第三百九十四條ニ依リ六月以上二年以下ノ監視ニ付スヘキモノトス右ノ理由ナルヲ
以テ被告ノ内松平良七村瀬美根三郎寺川長徳ハ各對審ノ上松平良七九第一ノ罪ハ免
罪ニ第二ノ罪ハ重禁錮二月十日ニ處シ第三ノ罪ハ重禁錮四年ニ處シ罰金三十圓ヲ附
加シ監視二年ニ付ス右ニ罪供發スルヲ以テ刑法第百條第三項ニ照シ所犯情狀最重キ

第三ノ罪ニ從ヒ重禁錮四年罰金三十圓監視二年ノ刑而已ヲ受ク可シ又村瀬美根三郎
カ罪ハ重禁錮三年ニ處シ罰金三十圓ヲ附加シ監視一年ニ付ス又寺川長徳カ罪ハ重禁
錮三年ニ處シ罰金十圓ヲ附加シ監視一年ニ付ス又渡邊玄樵ハ呼出ヲ受ケ其日時ニ出
廷セサルヲ以テ治罪法第百五十五條ニ依リ欠席ノ儘重禁錮六月ニ附シ罰金五圓ヲ
附加シ監視六月ニ付ス仍民事原告人村瀬彦十郎ノ要求スル損害金ノ内明治十五年一
月ヨリ明治十六年七月迄ノ利息金九百五十圓ハ正ニ得ヘキノ利益ヲ失フタル者ニシ
テ其金額ハ一割二分ヲ以テ算出シタルモノナレハ不當ノ求メニアラサルニヨリ詐取
セラレタル金額五千圓ト併セテ被告四名ノ連帶ヲ以テ之ヲ賠償スヘキ者ナリ
但裁判費用トシテ鑑定人水谷彰相澤甲之介飯沼守一ニ給與スヘキ日當金一圓五十
錢並ニ私訴ニ付テノ費用モ被告四名連帶ヲ以テ償却スヘシ且證據物件トシテ押收
シタル品ノ内五千圓ノ借用証券ハ刑法第四十三條及第四十四條ニ照シ官ニ沒收シ
其他ハ總テ治罪法第百八條ニ依リ右所有主ニ還付ス

検事青木素公廷ニ出席ス

名古屋輕罪裁判所

判事 太田屋身
書記 前田常有

明治十六年七月十四日

右の判決を不當として大審院へ上告したりと未だ同院の審按中なれば不日判決あるなるへ

○松平慶承が日々裁判所へ出るに羽二重に葵の五つ紋を着けたる華族風を見んと道路人の山をなし尤も婦女子の見物多く或はいづれの婦人か同人の袖をひきし事ありしと又ある商家の細君の慶承の毎日通ふを一日も見ざる事なく同人の着て居たる紋付の衣類を手に入んと百万周旋したれとも終に手に入る事の叶わされバ無據偽物を出來し悦び居るとの事市中の大評判となりし斯くの如く市中の評判高く毎日道路の妨げに

もなる也へ日々道筋を替へて護送せらるれども見物人は日々相増之實に名古屋近來の一奇聞はこぞ

○或日裁判所の近傍に落首あり

徳川へけいまようちから五千圓

のしも付けすにつ、むかみひこ

〔大尾〕

明治天一坊下終

明治十六年七月六日出板届齊
同 年八月三十一日出板

定價金拾五錢

編輯兼出板人

愛知縣士族

小林篤太郎

名古屋區深井町
百八番屋敷

發兌元

尾張名古屋本町二丁目

石版舍

同

同大會根坂下

松屋平兵衛

廣告

一 葵 明治天一坊

上篇 金拾貳錢
郵稅 金貳錢

右は松平慶承が生國滅後の國を出しより東京にて開拓使の米手形を偽造せし事より村
瀬英根三郎の履歴書等々委敷記きたるもの故下編とともに澤山御購求奉希上候

發兌元敬白

大賣捌所

名古屋本町九丁目
三州岡崎上傳馬

石版舍支店
淡月堂

賣捌所

名古屋本町通八丁目
同 二丁目
同 九丁目
同 鐵砲町
同 本町通七丁目
同 八丁目
同 下園町二丁目
同 京町壹丁目
同 本町四丁目
同 二丁目
同 四丁目
同 二丁目
同 東京芝新櫻田町
同 南鍋町壹丁目

永樂屋東四郎
美濃屋代助
菱屋平兵衛
栗田東平
永樂屋吉三郎
扇屋由藏
田島屋
製本所
菱屋藤兵衛
風月堂
續立社
玉泉堂
春陽堂
兎屋誠

同 日本橋通三丁目
 同 神田裡神保町
 同 虎之門外琴平町
 同 神田雉子町
 同 木挽町壹丁目
 同 南鍋町二丁目
 同 新肴町十番地
 大坂備後町四丁目
 同 順慶町三丁目
 同 阿波外上通
 京都寺町通御池下
 同 新京極蛸薬師
 滋賀縣大津南保町
 知多郡半田
 三州豊橋
 勢州津京口町
 飛騨高山
 三州新城

秩 山 堂
 鶴 聲 社
 靜 霞 堂
 巖 々 堂
 萬 字 堂
 績 文 社
 共 同 社
 岡 島 支 店
 兎 屋 支 店
 大 悅 堂
 駿 々 堂
 太 田 權 七 店
 同 支 店
 小 栗 太 郎 兵 衛 店
 録 々 舍
 郁 文 堂
 伊 藤 莊 三 郎
 村 田 英 吉

